

一定期間についての延長時間の限度

使用者及び労働組合又は労働者の過半数を代表する者（以下「労使当事者」という。）は、36 協定（労働時間の延長に係るものに限る。以下「時間外労働協定」という。）において、1日を超える一定の期間についての延長することができる時間（以下「一定期間についての延長時間」という。）を定めるに当たっては、当該一定期間についての延長時間は、表①の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ表①の右欄に掲げる限度時間を超えないものとしなければならない。

(表①)

一定期間	限度時間
1 週間	15 時間 (14 時間)
2 週間	27 時間 (25 時間)
4 週間	43 時間 (40 時間)
1 箇月	45 時間 (42 時間)
2 箇月	81 時間 (75 時間)
3 箇月	120 時間 (110 時間)
1 年間	360 時間 (320 時間)

注：() 内は、1年単位の変形労働時間制により労働する労働者
(対象期間が3箇月を超える場合に限り) についての限度時間

ただし、あらかじめ、限度時間以内の時間の一定期間についての延長時間を定め、かつ、限度時間を超えて労働時間を延長しなければならない**特別の事情（臨時的なものに限る。）**が生じたときに限り、一定期間についての延長時間を定めた当該一定期間ごとに、**労使当事者間において定める手続きを経て**、限度時間を超える一定の時間まで労働時間を延長することができる旨（特別条項）及び**限度時間を超える時間の労働に係る割増賃金の率**を定める場合は、限度時間を超えて労働時間を延長することができる。